

令和3年6月
国税不服審判所

『不服審査基本通達（審査請求関係）の制定について』の一部改正について
（法令解釈通達）の概要

「不服審査基本通達（国税不服審判所関係）」については、「所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）」により国税通則法の改正が行われたことに伴い、次のとおり改正するものです。

○ 国税通則法第124条の改正について

国税通則法第124条の改正により、税務関係書類への押印の規定が廃止されたことに伴う所要の整備を行う（第1章80-1、第2章87-1）。